

## 海老川流域懇談会規約（改訂案）

（名称）

第 1 条 本会は、海老川流域懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第 16 条の 2 の趣旨に基づき、地域の意見を反映した海老川河川整備計画を策定・変更または当該計画に基づく河川事業を適正に評価（以下、「計画の策定等」という。）するにあたり、学識経験者、地域住民、地元自治体が一同に会して、情報共有、意見交換を行い、計画の策定等に資することを目的とする。

（懇談会及び座長の職務）

第 3 条 懇談会は、別表に掲げる学識経験者、地元代表者、流域内市の長から構成される委員をもって組織する。

2 懇談会は、第 1 項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。

3 委員は、千葉県知事が委嘱する。

4 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を行う。

5 座長は、会務を総括する。

6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

7 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。なお、異動および役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（懇談会の招集）

第 4 条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県葛南地域整備センター所長が招集する。

（事務局）

第 5 条 懇談会の事務局を千葉県葛南地域整備センターに置く。

（その他）

第 6 条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は懇談会が定める。

（附則）

この規約は、平成 15 年 1 月 27 日から施行する。

この規約は、平成 15 年 11 月 10 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 3 月 22 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 2 月 25 日から施行する。

## 別表

## 海老川流域懇談会 委員名簿

(敬称略、順不同)

座長	高橋 彌	元千葉工業大学教授	学識経験者 (河川)
委員	平沢 信夫	環境カウンセラー	学識経験者 (環境教育)
〃	大場 達之	元千葉県立中央博物館副館長	学識経験者 (環境・植物)
〃	長谷川 雅美	東邦大学理学部教授	学識経験者 (環境・両生類、爬虫類)
〃	伊藤 徹	船橋市郷土資料館学芸員	学識経験者 (文化財)
〃	渡辺 栄二	元船橋市東町水利組合 組合長	学識経験者 (農業水利)
〃	清水 光明	船橋市自治会連合協議会 会長	地元代表
〃	樋口 和子	高根フレンド「みちくさ」 代表	地元代表
〃	高山 清隆	グループ谷津田の番人代表	地元代表
〃	藪内 俊光	NPOとんぼエコオフィス 代表理事	地元代表
〃	相澤 友夫	船橋海老川親水市民まつり 実行委員会会長	地元代表
〃	菊地 けい子	海老川災害対策協議会事務局	地元代表
〃	鷺見 千代子	海老川の水をきれいにする会 会長	地元代表
〃	内海 幸子	船橋海老川・長津川福像巡り 実行委員会会長	地元代表
〃	藤代 孝七	船橋市長	市長
〃	清水 聖士	鎌ヶ谷市長	市長